

役職員行動規範

<要旨>

<基本理念>

1. お客様からの信頼の獲得
2. 法令等の社会的規範の遵守
3. 個人・人権の尊重
4. 安全・衛生・健康、地球環境、品質とセキュリティの確保

<役職員行動規範>

1. 業務遂行に当たっては、国内外の法令、社内規定を遵守し、世界に通用する良識と社会通念に基づき、公正を旨とする。
2. 世界の人々の人権を互いに尊重し、差別・ハラスメントを行わない。
3. 海外事業の遂行にかかわる全ての国際的な取り決めを遵守する。
4. 環境保全に関する国際的な条約・法令等を遵守し、地球環境に配慮した事業活動と、品質とセキュリティならびに安全・衛生・健康の向上に関する基準を遵守した事業活動を行う。
5. 会社の知的財産、情報を適切に管理することはもちろん、社外、顧客から得た情報や第三者の知的財産についても適切に取り扱う。
6. 各国の法規に従い、株式等の不正取引（インサイダー取引）を行わない。
7. 財務・会計に関する記録や報告は、法に従い適時・適切に行う。
8. 会社の利益に反する行為は行わない。また、公私のけじめをつける。
9. 国内外の顧客、関係先との交渉、コミュニケーションに当たっては、各国の法令に従い、また、国内外のビジネス展開上の習慣についても、節度を保つ範囲で行う。
10. 反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を持つてはいけない。
11. 本規範に違反する行為は、速やかに内部通報窓口に報告する。